



平成 31 年 1 月 23 日

各位

会 社 名 株式会社アーレスティ
代表者名 代表取締役社長 高橋 新
(コード番号 5852 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 成家 秀樹
(TEL 03-6369-8664)

「指名報酬委員会」設置に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 1 月 23 日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」の設置を決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 委員会設置の目的

取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置することといたしました。

2. 委員会の役割

取締役会の諮問に応じて次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する事項
- (4) 取締役（監査等委員）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (5) 取締役の後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (6) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

指名報酬委員会は 3 名以上で構成し、その過半数は社外取締役といたします。指名報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定します。

以上